



# 長崎県公報

## 目 次

- ◎ 告 示 所管課(室)名  
経 営 支 援 課
- 長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正

## 告 示

### 長崎県告示第226号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和2年3月19日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和2年3月19日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																
別表（第3条関係） (1)及び(2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 ア 緊急資金繰り支援資金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">融資限度額</td> <td> <u>融資対象(1)及び(2)は融資対象毎に3,000万円、融資対象(3)は1億円。</u>            ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とし、融資対象(3)については、中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で2億8千万円を限度とする。         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	略		融資限度額	<u>融資対象(1)及び(2)は融資対象毎に3,000万円、融資対象(3)は1億円。</u> ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とし、融資対象(3)については、中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で2億8千万円を限度とする。	略		別表（第3条関係） (1)及び(2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 ア 緊急資金繰り支援資金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">融資限度額</td> <td> <u>融資対象(1)、(2)及び(3)の融資対象毎に別枠で3,000万円。</u>            ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とし、融資対象(3)については、中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で2億8千万円を限度とする。         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	略		融資限度額	<u>融資対象(1)、(2)及び(3)の融資対象毎に別枠で3,000万円。</u> ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とし、融資対象(3)については、中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で2億8千万円を限度とする。	略	
項目	内容																
略																	
融資限度額	<u>融資対象(1)及び(2)は融資対象毎に3,000万円、融資対象(3)は1億円。</u> ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とし、融資対象(3)については、中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で2億8千万円を限度とする。																
略																	
項目	内容																
略																	
融資限度額	<u>融資対象(1)、(2)及び(3)の融資対象毎に別枠で3,000万円。</u> ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とし、融資対象(3)については、中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で2億8千万円を限度とする。																
略																	
(4) 略	(4) 略																

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二二四

印刷所  
印刷人  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永泰明  
岩永印刷所